

07. 15

過誤納等の手数料又は~~特許（登録）料~~特許料の返還についての取扱い

1. 過誤納等に該当する手数料又は~~特許（登録）料~~特許料及び返還請求のできる期間

特許出願、請求その他の特許等に関する手続であって、当該手続の際に納付した手数料又は~~特許（登録）料~~特許料が次に掲げる過誤納等に該当する場合には、納付者からの請求により返還する。~~ただし、次に掲げる（13）の場合には、返還の請求は要しない。~~

ただしなお、次に掲げる（1）及び（3）から（6）までの場合であって、予納された見込額からの納付の申出によるときは、予納台帳に返納されるので返還の請求を要しない。

- (1) 過誤納による手数料又は~~特許（登録）料~~特許料（特111条1項1号^{※1}、195条11項、実34条1項1号、54条の2第10項、意67条7項、商42条1項1号、65条の10第1項、76条7項）
＜期間＞納付日から1年以内（特111条2項^{※1}、195条12項、実34条2項、54条の2第11項、意67条8項、商42条2項、65条の10第2項、76条8項）
- (2) 現金をもって納付（電子現金納付を含む）した未使用の手数料又は~~特許（登録）料~~特許料
＜期間＞日本銀行へ納付した日から1年以内（現金手続省令7条2項^{※2}）
- (3) 不適法な手続として却下処分（特18条の2^{※3}、特133条の2^{※4}）となった手続に係る手数料
＜期間＞納付日から1年以内（却下処分の謄本の送達が納付日から6月経過後にあったときは、却下処分の謄本の送達があった日から6月以内）
- (4) 不適法な手続として却下処分（特18条の2^{※3}）となった手続に係る~~特許（登録）料~~特許料
＜期間＞納付日から1年以内（却下処分の謄本の送達が納付日から6月経過後にあったときは、却下処分の謄本の送達があった日から6月以内）
- (5) 出願却下処分（実2条の3）となった実用新案登録出願に係る登録料（実34条1項2号）
＜期間＞出願却下処分が確定した日から6月以内（実34条2項）
- (6) 不適法な手続として出願却下処分（実2条の5において準用する特18条の2）となった実用新案登録出願に係る手数料及び登録料
＜期間＞納付日から1年以内（却下処分の謄本の送達が納付日から6月経過後にあったときは、却下処分の謄本の送達があった日から6月以内）
- (7) 特許を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料（特

111条1項2号)

＜期間＞特許を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内（特111条2項）

(8) 特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料（当該延長登録がないとした場合における存続期間の満了の日の属する年の翌年以後のものに限る。）（特111条1項3号）

＜期間＞特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内（特111条2項）

(9) 実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料（実34条1項3号）

＜期間＞実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内（実34条2項）

(10) 実用新案権の存続期間の満了日の属する年の翌年以後の各年分の登録料（実34条1項4号）

＜期間＞実用新案権の設定の登録があった日から1年以内（実34条2項）

(11) 意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の登録料（意45条において準用する特111条1項2号）

＜期間＞意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内（意45条において準用する特111条2項）

(12) 商標権の存続期間満了前5年までに納付すべき登録料（商標権の存続期間満了前5年までに取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合に限る。）（商42条1項2号）

＜期間＞商標権の存続期間の満了前5年までに商標登録の取消決定又は商標登録を無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内（商42条2項）

(13) 実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者から実用新案技術評価の請求があった後、その請求に係る実用新案登録に基づいて、実用新案登録に基づく特許出願がされたときに、実用新案法第12条第7項の規定によりその請求がなかったものとみなされたときの実用新案技術評価の請求の手数料（実54条の2第1項）^{注1}

＜期間＞原則として、実用新案法第12条第7項の規定による通知から5年以内（会計法30条、31条^{注2}）

(14) 実用新案登録無効審判を実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の通知を受けた日から30日以内に取り下げたときの審判の請求の手数料（実54条の2第2項）

＜期間＞実用新案登録無効審判の請求を取り下げた日から6月以内（実54条の2第3項）

(15) 実用新案登録無効審判の参加の申請を実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の通知を受けた日から30日以内に取り下げたときの参加の申請の手数料（実54条の2第4項）

＜期間＞参加申請を取り下げた日から6月以内（実54条の2第7項）

(16) 実用新案登録無効審判の参加の申請を取り下げないときに、実用新案登録に基づく特許出願がされた旨の通知を受けた日から30日以内に実用新案登録無効審判が取り下げられたとき（審判手続を続行したときを除く。）の参加の申請の手数料（実54条の2第8項）

＜期間＞実用新案登録無効審判の請求を取り下げた日から1年以内（実54条の2第9項）

上記（3）、（4）及び（6）において、当該手続に対する却下処分を不服として行政不服審査法による異議申立てをした場合は、却下処分の手続に係る手数料又は~~特許（登録）料~~特許料の返還の請求は、決定（却下・棄却）の送達があった日から6月以内、又は異議申立てを取り下げたときは取下書の提出日から6月以内であれば認めることとする。

2. 過誤納等の手数料又は~~特許（登録）料~~特許料の返還の手続

過誤納等の手数料又は~~特許（登録）料~~特許料の返還を受けようとする者は、既納手数料返還請求書（特施規様式第75、実施規様式第14の3、意施規様式第21、商施規様式第23）又は既納特許（登録）料返還請求書（特施規様式第73、実施規様式第14の2、意施規様式第20、商施規様式第22）を特許庁長官に提出しなければならない。

また、特許法施行規則等に定めていない次の表の中欄に掲げる返還の請求を行う場合は、同表の右欄に掲げる書式により既納手数料返還請求書又は既納特許（登録）料返還請求書を作成し、特許庁長官に提出しなければならない。

	返 還 の 請 求	書 式
1	併合納付に係る既納 特許（登録）料 特許料の返還の請求	書式 第57
2	現金納付（電子現金納付を含む）に係る未使用の手数料又は 特許（登録）料 特許料の返還の請求	書式 第58
3	現金納付（電子現金納付を含む）に係る未使用の手数料又は 特許（登録）料 特許料の返還の請求（多件まとめて請求する場合）	書式 第59

（改訂平成2 ~~5-3~~・~~6-1-1~~）

※¹ 特111条1項1号、2項：意45条において準用

※² 現金手続省令7条2項：特例施規41条の10において準用

※³ 特18条の2：実2条の5第2項、意68条2項、商77条2項において準用

※⁴ 特133条の2：意52条1項、商56条1項において準用

注¹ 返還の請求を要する旨の規定はないが、実務上は、手数料の返還先振込口座の確認のため、予納された見込額からの納付の申出による場合を除き、実用新案技術評価の請

求をした者からの返還の申出を求めることとし、実用新案法第12条第7項の規定による通知の際に返還の申出の手続を促す。

注² 会計法31条2項により、消滅時効の中断、停止等は民法の時効の規定が適用される。実54条の2第1項の返還請求権は、他人による技術評価請求に係る実用新案登録に基づいて特許出願がなされたときに発生するが、実12条7項の規定による通知の際に返還の申出の手続を促すことにより時効が中断する（民法147条3号）。したがって、当該通知の後に新たに時効の中断、停止等が生じない限り、当該通知から5年で返還請求権は時効消滅する。-